

6. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

6-1 屋外広告物の表示及び掲出の基本的な考え方

大村市は、本市を囲む大村湾や多良山系などの豊かな自然や、既成市街地周辺に広がる農地や里山などの美しい景観を形成する骨格を大切にし、自然景観、田園景観及び歴史景観と調和したまちなみを創出すると共に、中心市街地や都市拠点間における地域の個性を活かした活力あるまちの顔の創出など「都市」と「自然」、「古いもの」と「新しいもの」が共存した大村の魅力を伸ばしていく景観づくりを推進しています。

景観づくりの重要な要素のひとつである屋外広告物についても、大村市が持つ景観構造及び良好な景観形成の方針などを踏まえた上で取り組んでいく必要があります。

そのようなことから、屋外広告物の基本的な考え方として、「**地域の魅力を伸ばしていく良質な広告物を創り、個性を活かした景観を創出する**」ことを目標に掲げ、市全域を対象として必要な規制・誘導を進めていきます。

(1) 区域区分ごとの考え方

①禁止地域

本市の中でも特に良好な景観の形成と風致の維持が必要な地域については、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない禁止地域を定めるものとします。

②許可地域

許可地域は、地域特性に合わせて第1種から第3種の3段階に区分され、細やかな基準を設定します。

○第1種許可地域の対象地域・景観形成方針

地域区分の考え方	自然環境と調和した景観形成を図る地域
対象地域	森や里山、田園や丘陵住宅地の区域 (住居専用地域及び無指定地域(箕島町を除く))
景観形成方針	市街地の後背地に広がる山地、丘陵地、農地や里山については、緑豊かな自然景観の保全を図るため、広告物の掲出は自然と調和し、できる限り必要最小限の大きさに留めていきます。

○第2種許可地域の対象地域・景観形成方針

地域区分の考え方	住環境等に配慮した景観形成を図る地域
対象地域	周辺市街地や住宅地の区域 (住居地域及び準住居地域)
景観形成方針	住みやすい都市としての魅力を高めるため、広告物の掲出は、建築物に囲まれた沿道に、適度に収まる規模に留めていきます。

○第3種許可地域の対象地域・景観形成方針

地域区分の考え方	市街地を形成する地域
対象地域	市街地や都市拠点の区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び無指定地域(箕島町))
景観形成方針	大村駅やその周辺の商店街、新大村駅周辺など市の都市拠点として観光客や買い物客など多く集まる場所では、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出や、個別のデザインの質を高めた新しい景観シンボルの創造のため、必要な広告物を一定のルールの下に積極的に活用し、まちを彩る魅力的な景観づくりに寄与させていきます。

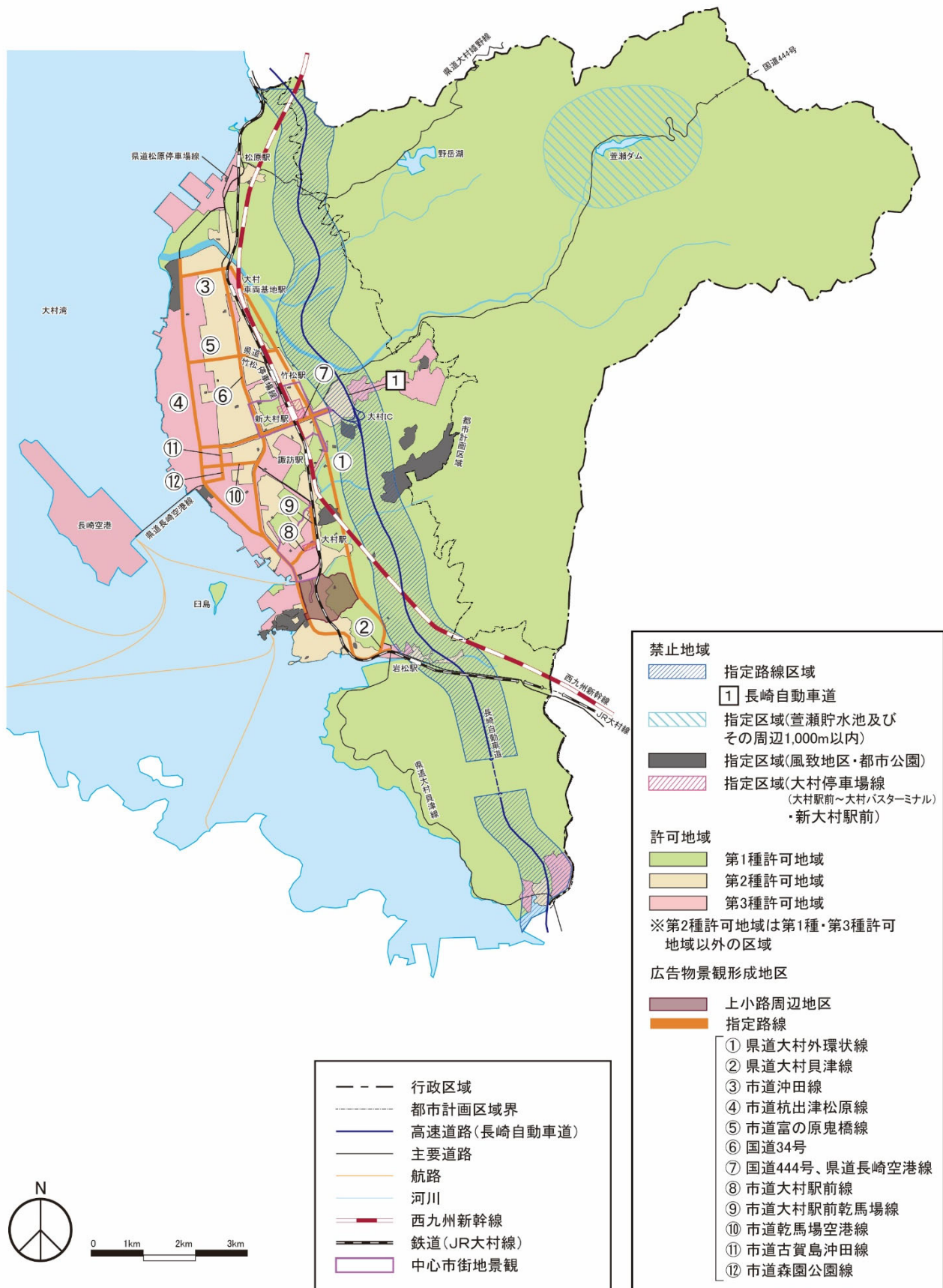
(2) 大規模な屋外広告物の考え方

市街地を囲む自然景観の眺望や見晴らしを確保するため、大規模な広告物については、表示に関する共通事項を定め、市街地からの山並みの見え方に配慮した位置や規模、色彩となるよう誘導を図ります。

(3) 広告物景観形成地区での基準の設定

- 歴史的な雰囲気を残す玖島城跡周辺の市街地については、風格と伝統の城下町地域として、歴史的まちなみを形成する要素は積極的に保全し、周囲の広告物もそれに見習う形で形態や色彩に配慮した歴史的まちなみを活かした居住環境の形成を進めるため、個別の基準を定めます。
- 国道34号などの主要幹線道路の沿線地区においては、周辺と調和したまとまりのある沿道景観となるよう、景観形成に影響を与えると予想される広告物について必要な基準等を設け、良好な沿道景観の形成を図ります。
- 大村駅前や空港、新大村駅、インターチェンジ周辺などまちの顔となる拠点周辺の沿道では、その地域にふさわしい道路景観づくりを進めます。

■禁止地域、許可地域及び広告物景観形成地区の指定路線及び区域



6-2 屋外広告物に関する景観形成のイメージ

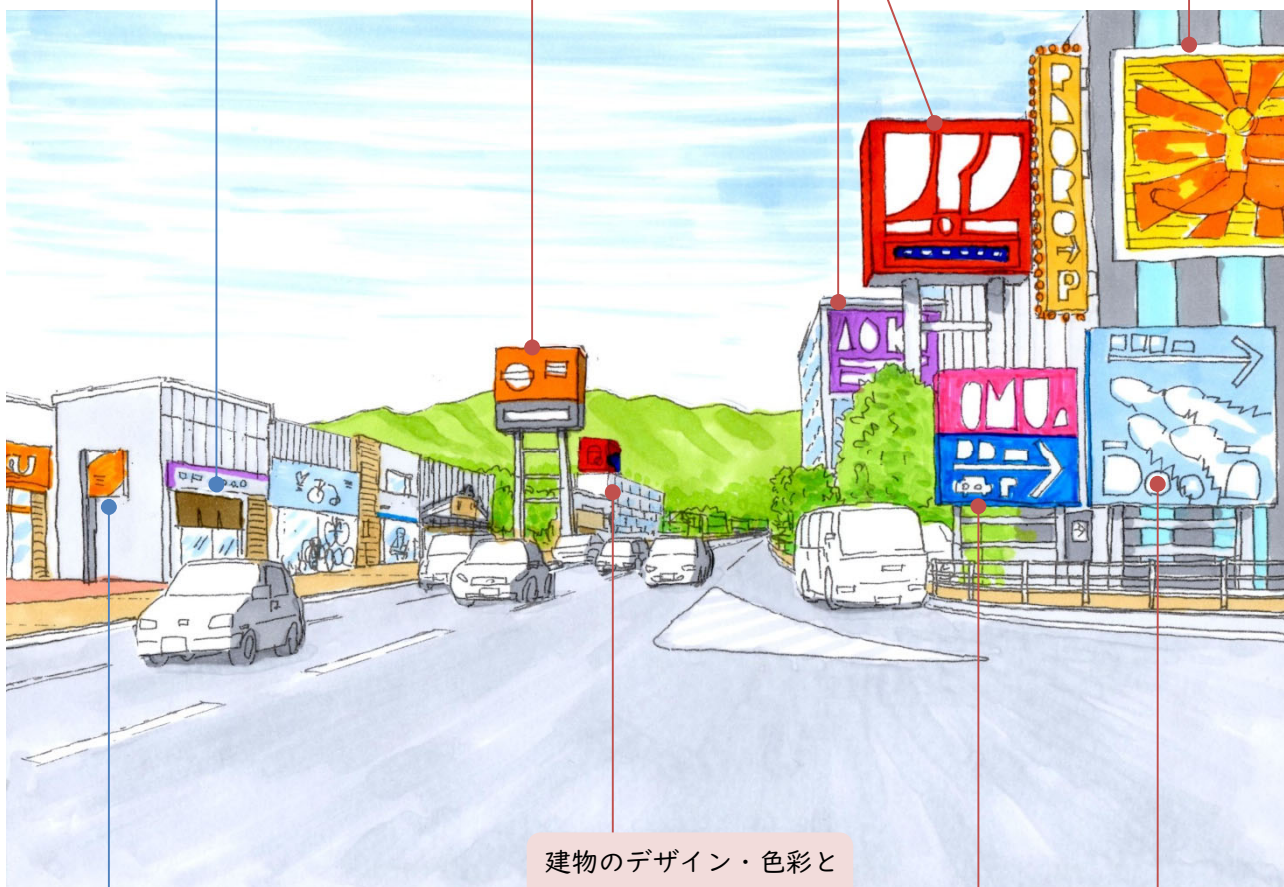
景観に配慮した屋外広告物及び景観を阻害する屋外広告物の景観イメージは、下図のとおりです。

山並みの稜線を切る、又は眺望を妨げる位置に
設置された景観を阻害する看板

すっきりとシンプルな
デザインの看板

過大な規模、派手な色彩と
なった周辺景観と調和し
ない広告物

建物のデザインと
調和しない看板



建物のデザイン・色彩と
調和していない広告物

建物規模、まちなみに調和した看板
耐久性に優れ、退色、はく離等の生じに
くい素材

まちなみ景観を壊す過度に
大きい文字の看板

無機質で、うるおい
に欠けた独立看板